

令和元年度決算 地方消費税交付金（社会保障財源分）の使い道について

地方消費税交付金のうち社会保障財源分は、平成２６年４月１日以降の消費税率引上げによる増収分で、下表の社会保障政策に要する経費に充てています。

(表示単位未満四捨五入)

区 分	主 な 事 業 内 容	事 業 費 (千円)	一般財源 (千円)	充 当 額 (千円)
３ 款 １ 項 社会福祉費	介護保険特別会計繰出事業、 後期高齢者医療広域連合負担金	9,322,831	6,172,122	652,131
３ 款 ２ 項 児童福祉費	保育園運営事業、 私立保育園等育成事業	7,510,353	2,868,312	303,059
３ 款 ３ 項 生活保護等費	生活保護事業、 民生委員活動事業	1,055,292	286,268	30,246
４ 款 １ 項 保健衛生費	市民病院事業会計繰出事業、 予防接種事業	2,975,153	2,785,673	294,328
計		20,863,629	12,112,375	1,279,764

※充当額は、地方消費税交付金（社会保障財源分）の決算額を各事業費（人件費、環境衛生費など社会保障施策以外に要する経費を除く）の一般財源額によりあん分して算出した額です。